

地域課題への対応策検討について

ケース1

1 課題

ゴミ出し（ゴミ分別）が困難な一人暮らし高齢者が増加しており、（既存サービス以外の）住民主体型の訪問サービスや地域の助け合いによる支援が求められている。

2 対応の現状

- (1) 訪問介護（ホームヘルプ）（介護保険サービス）（有料）
- (2) 軽度生活支援事業（市事業→シルバー人材センター委託）（有料）
- (3) シルバー人材センターの家事支援事業や便利屋の活用（有料）
- (4) インフォーマルな支援（ケアプラン上、近所による支援として位置付けているケースもある。）

3 今後の対応策の充実

- (1) 地域において近隣の助け合いの1つ（契機）として住民へ提案
- (2) ゴミ収集車による個別回収制度（市生活環境課において検討中）
ごみ集積所までのゴミ出しが困難な市民については、事前申し出により、自宅前にゴミを置くことを許可し、ごみ収集車が、通常のごみ集積所からの回収と合せて、個別に回収するというもの。

ケース2

1 課題

身寄りがなく日常生活に支障がある高齢者等が、飼い犬等の世話ができなくなったときの対処

2 対応の現状

- (1) ペットホテルでの預かり（有料）
- (2) 県動物愛護センターの引き取り（有料）
- (3) 県動物愛護センターへの持ち込みに関し便利屋の活用（有料）

3 今後の対応策の充実

一人暮らし高齢者等がペットを飼養している場合は、飼い主の身体状況等に応じ、上記の代行者・譲渡先確保の必要性についてあらかじめ声掛けする必要がある。⇒県・市担当課やケアマネジャー等から声掛けしてもらう。

ケース3

1 課題

市営住宅等で2階以上の階に居住している高齢者等が、身体機能的に階段昇降が難しくなった時の1階への転居の方策

2 対応の現状

- (1) 市建築住宅課への相談
- (2) 民間住宅への転居（より高額な家賃負担の経済的な問題、退去手続き・退去費用負担）
- (3) 身辺自立の高齢者で経済的な理由等で在宅生活が難しい場合は、高松ホーム（南相馬市養護老人ホーム）への入所

3 今後の対応策の充実

改めて市建築住宅課に確認したところ、市営住宅条例で「公募の例外」を定めた第5条第1項の第7号により、特別な事情が確認できれば、生活可能な空き部屋の状況を考慮しながら、市営住宅内での居室移動が可能となっている。相談の際はこのことを認識したうえで対応したい。

⇒ 該当高齢者がいる場合は、まずは市建築住宅課に相談するよう、ケアマネジャー等から情報提供する。

ケース4

1 課題

視覚障害を持つ高齢者の病院同行支援

2 対応の現状

- (1) 外出支援サービス事業（市事業）
- (2) 同行援護サービス（障害福祉サービス）
- (3) 病院ボランティア（病院によっては、外来患者の院内移動を支援するボランティア活動する団体がある。）
- (4) 医療機関の事務室スタッフ等による支援

3 今後の対応策の充実

- (1) 病院ボランティアの検討
 - ・該当患者の相談に応じ、病院職員が支援対応をする。
（市立総合病院では病院ボランティア団体が活動しているが、他の病院では外来患者規模から難しい現状。）
- (2) 近隣住民による病院付添いの助け合い
 - ・地域の助け合いとしての病院付添いを提案